高教組HPにもUPしています。「兵庫高教組」検索

兵高教組　2026年10月2日
調査情報　11号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL：078-341-6745　FAX：078-351-3185
URL：http://www.hyogo-kokyoso.com
mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

大阪市の人事委員会勧告（9/30）

「再任用者一時金を定年延長者と同じ支給月数に」と勧告

兵庫県に先立って全国の自治体で人事委員会勧告が続々と出されていますが、表記の通り、大阪市人事委員会は 9 月 30 日に「再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、定年引上げ対象職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合との均衡に配慮し、定年引上げ対象職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合と同じ支給月数分とすることが適当である」と明記する勧告を出しました。兵庫県人事委員会に対して同様の要求を行っている私たち高教組にも希望を与える勧告です。

「再任用者の一時金支給月数を正規教職員と同じに！」
高教組も人事委員会勧告に盛り込むよう強く求めます

さて、兵庫県人事委員会と私たち高教組・兵庫教組の交渉については「調査情報」でお知らせしていますが、9月18日に行われた第2回交渉で、人事委員会の三宅事務局長は「再任用職員の給与については、国や他の都道府県との権衡を考慮して改定していることから、これらの状況を踏まえて検討したいと考えています」と回答しました。この回答に対して、交渉参加者から「（再任用の私は）何を本当にやりがいにしているのか。生徒の喜ぶ顔だけがやりがいということ。そのやりがい搾取というのはブラック企業と同じことになってしまいます。できれば頑張った分だけのボーナスを支給していただけるようにしてください」との発言があり、参加者の共感を呼びました。

近隣県ではすでに昨年度に鳥取県と島根県でも再任用者の一時金の支給月数が正規職員と同じ月数になっています。今回大阪市でも同様の勧告を出されたことを力にして、私たち高教組も、兵庫県人事委員会が「再任用者の一時金を正規教職員と同額にする」内容を勧告に盛り込むよう、次回以降の交渉でも強く求めていきます。

第３回人事委員会交渉は来週火曜（10/6）
要求署名まだの分会は至急本部までお届けください

次回第 3 回人事委員会交渉は 10 月 6 日（火）17：00 から県庁 2 号館で行われます。再任用者の一時金をはじめ私たちの切実な要求を人事委員会勧告に盛り込ませるためには非常に重要な機会です。全支部からの代表参加を呼びかけていますが、参加者は当日の 16：15 に高教組会館 3 階にお集まりください。参加者の誰がどういう内容の発言をするのかといったことを打合せします。

また、再任用者の一時金支給月数を正規教職員並みにという項目も含む要求署名についてはすでに第 2 回交渉で 75 の職場から預かり、人事委員会に提出していますが、この第 3 回交渉でも追加分を提出することになっています。まだ提出されていない職場の代表の方は、高教組本部まで郵送等の手段でお届けください。高教組の連絡先は右上の欄に記載されている通りです。

職場の声を積み重ねて県人事委員会を動かし、賃金・手当の増額をはじめとする労働条件の改善を何としても勝ちとりましょう。高教組は皆さんの要求実現のために活動しています。まだ加入さていない教職員の皆さん、ぜひ高教組に加わってください。あなたのその行動が要求実伝のための確実な一歩となります。

第 1 回人事委員会交渉（9/3）

少しでも労働条件の改善を　そのためにあなたも高教組へ！